

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から同年 12 月まで

私は、昭和 50 年 5 月 31 日に会社を退職するやいなや、すぐに市区町村役場の支所で国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿から、昭和 50 年 11 月 11 日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付できる期間である上、申立人が申立期間後に居住した市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから判断すると、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年4月まで

私は、昭和49年1月に事業所を退職後、国民健康保険とともに国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が農林漁業団体職員共済組合の加入期間中である平成9年1月1日に付番されていることが確認できるものの、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の交付の有無、保険料の納付金額及び納付場所等について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私は、20歳になった平成10年*月頃に、市町村役場から年金手帳等が送付されたことを契機に、両親と相談した上で、市町村役場の窓口で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親に相談して、市町村役場の窓口で納付したと主張しているが、申立期間における保険料の納付金額に係る申立人の記憶は定かでない上、申立人が相談したとされる申立人の両親からは、当該保険料の納付などについて具体的な供述が得られず、保険料の納付状況が特定できない。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入されている期間であり、申立期間におけるオンライン記録には事務処理の誤りが見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 44 年 5 月まで
② 昭和 44 年 6 月から 53 年 8 月まで
③ 昭和 55 年 8 月から 57 年 12 月まで
④ 平成 4 年 7 月から 6 年 7 月 13 日まで
⑤ 平成 10 年 6 月 30 日から 12 年 12 月まで

私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所に、申立期間④はD事業所に、申立期間⑤はE事業所に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、③、④及び⑤が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述から、申立人は、A事業所に現場作業員として勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 43 年 10 月 1 日とされており、申立期間①のうち、41 年 7 月から 43 年 9 月 30 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当時の事務担当者からは、「A事業所では、厚生年金保険の適用事業所となっても、原則として現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述が得られた上、オンライン記録によると、申立人が氏名を記憶する複数の同僚は、申立期間①において、同事業所で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

なお、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭

和 41 年 8 月 1 日から 42 年 6 月 25 日まで、A 事業所とは異なる事業所で雇用保険に加入した記録が確認できるものの、オンライン記録によると、同事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は 53 年 8 月 7 日とされ、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「父親が経営する B 事業所の従業員として、土木工事現場に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録を見ても、申立期間②及びそれ以外の期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の父親及び申立人と一緒に同事業所に勤務していた旨を供述する同僚も、申立期間②において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②において、B 事業所とは異なる合計 4 事業所で雇用保険に加入していた期間がそれぞれ確認できるものの、当該 4 事業所における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等について同僚等からの供述は得られない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C 事業所に現場作業員として勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間③のうち、昭和 56 年 8 月 17 日から 57 年 12 月 28 日まで、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の C 事業所の事務担当者及び同僚は、「当時、現場採用の作業員は、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を供述している上、申立人も、「当時の同僚と当時の話をするうちに、C 事業所では厚生年金保険に未加入であったことが分かった。」旨を供述している。

また、F 事業所（C 事業所の後継事業所）が保管する賃金台帳（昭和 56 年 9 月及び 57 年 12 月）を見ると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

- 4 申立期間④について、当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間④の頃において、D 事業所に現場作業員として勤務していたことはうかがわれるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同事業所での勤務開始時期を特定することはできない。

また、当時の事務担当者は、「当時、D 事業所では、本人が希望しない限り、現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を供述しているところ、申立人も、「D 事業所での勤務期間中に健康保険証が必要となったので、社長に頼んで健康保険証を作ってもらった記憶がある。」旨を供述していることから判断すると、申立人は、D 事業所において、申立人の希望により平成 6 年 7 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、厚生年金保険の未加入者として取り扱われていたものと考えることが自然である。

- 5 申立期間⑤について、当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期

間⑤の頃において、E事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同事業所での勤務終了時期を特定することはできない。

また、E事業所が加入していた厚生年金基金が保管する記録によると、申立人の同事業所における厚生年金基金加入期間は、オンライン記録とほぼ一致していることが確認できる上、申立期間⑤当時、申立人が居住していた市町村役場によると、申立人は、申立期間⑤中の平成12年6月30日から申立期間⑤後の13年5月25日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録を見ると、E事業所での申立人の健康保険被保険者証は、同事業所での資格喪失日（平成10年6月30日）から間もない平成10年7月6日に回収されていることが確認できる上、申立人は当該資格喪失日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間⑤中の平成12年7月1日から申立期間⑤後の13年5月21日まで、E事業所とは異なる事業所で雇用保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、同事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は19年10月1日とされていることが確認できる。

- 6 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑤までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。